

郵送やインターネットで申告

確定申告期間中、所得税・消費税の申告書は郵送などでも提出できます。また国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)から確定申告書等の作成ができます。

《郵送》申告書に必ず住所・氏名を記入し、所得から控除される生命保険料の証明書や源泉徴収票など各種書類を同封し、西宮税務署へ送付してください。

受取印付のある申告書の控えが必要な場合は、申告書の控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

《インターネット》「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」に登録すれば、インターネットを利用して申告・納税などが行えます

確定申告の郵送先
西宮税務署

〒662-8585 江上町3-35

確定申告会場

税務署以外で相談・受付

西宮税務署は、税務署以外で申告書の作成相談に応じる「確定申告会場」を開設しています。各会場の対象・開設期間などは下表のとおりです。申告書の提出もできますので、ぜひご利用ください。なお、混雑時は入場制限を行う場合があります。会場へは電車・バスなどでご来場ください

問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

開設期間(土・日曜、祝日を除く)	対象者等
西宮商工会館(櫛塚町2-20)	
3月15日までの 9:00~12:00、13:00~16:00	給与所得者や年金取得者の人(ただし、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は税務署で申告を)
アピアホール(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	
2月15日までの9:30~16:00	医療費控除、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
2月16日~28日の 9:30~12:00、13:00~16:00	譲渡所得の申告を除く全ての人

◆西宮税務署の休日申告相談 2月20・27日の午前9時~午後5時に確定申告の相談、受付を実施。問合せは西宮税務署へ※通常、土・日曜、祝日は受け付けていません。2日間は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください

税法や条例の改正により、平成23年度市県民税から変更になる主な点は以下のとおりです。
商品取引業者等を通じて支払いを受ける上場株式等の配当について、当該業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることが可能になりました。これにより、配当等を受け入れた源徴収口座に受け入れることが可能になりました。

65歳未満の人の公的年金等所得に係る税額の給与からの特別徴収等を実現するためには、源泉徴収口座が開設されている金融商品取引業者等に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出する必要があります。

23年度からは、確定申告または市県民税申告書の「給与所得以外の所得に係る住民税の納付方法」欄で「自分で納付」を選択した場合を除き、給与から特別徴収します。なお、65歳以上の人の年金分

所得税法では、納税者が1年間の所得金額と税額を正しく計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

次の条件に該当する人は、昨年中の所得金額と税額を計算し、3月15日までに申告と納税をしてください(納付書は税務署、金融機関にあります)。

①給与所得者で、給与の年収

が2000万円を超える人、2人以上から給与を受けている人

②年末調整を行った給与所得

以外に、生命保険の満期返戻

金、駐車場の賃貸収入などの所

得金額が20万円を超える人

③事業所得や不動産所得など

のある人で、昨年中の所得の合

計額から控除合計額を差し引

き、その残額をもとに計算した

税額が、配当控除額よりも多い

人など)なお、この確定申告をする人

は市県民税の申告は不要です。

き、その残額をもとに計算した